

金商業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正後
<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理</p> <p>我が国では、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。</p> <p>第一種金融商品取引業者又は投資運用業者による複数の業態を含む金融グループの形成は、金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。</p> <p>かかる特性を踏まえれば、特に、国際的に活動する指定親会社グループ（IV-5に定義するものをいう。）及び特別金融商品取引業者グループ（IV-6に定義するものをいう。）においては、個別の金融機関の健全性等を確保するのみならず、グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行うことが重要である。</p> <p>また、第一種金融商品取引業者又は投資運用業者が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合</p>	<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理</p> <p>我が国では、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。</p> <p>第一種金融商品取引業者又は投資運用業者による複数の業態を含む金融グループの形成は、金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。</p> <p>かかる特性を踏まえれば、特に、国際的に活動する指定親会社グループ（IV-5に定義するものをいう。）及び特別金融商品取引業者グループ（IV-6に定義するものをいう。）においては、個別の金融機関の健全性等を確保するのみならず、グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行うことが重要であり、<u>業務の適切性の確保の観点から、金融グループの一体的な管理を促していく必要がある。</u></p> <p>また、第一種金融商品取引業者又は投資運用業者が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合</p>

現行	改正後
<p>においても、金融商品取引業者の主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、金融商品取引業者に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか検証することが重要である。</p> <p>なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。</p>	<p>においても、金融商品取引業者の主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、金融商品取引業者に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか検証することが重要である。</p> <p>なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。<u>複数の業態を含む金融グループやグループが一体となって総合的な金融サービスの提供を行う金融グループに対するモニタリングについては、異なる業態や異なる金融機関による同様の又は一體的な行為及びそれらに係る規制に関して、同様の水準でモニタリングを行う必要があり、銀行監督担当部局等の他の監督部局や検査部局といった関係部局間での連携強化を行うことも重要な</u>こととなる。</p>
<p>II－1－5 監督部局間の連携</p> <p>(1) 金融庁と財務局における連携</p> <p>金融庁と財務局との間では、金融商品取引業者等を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を図る必要がある。そのため、II－1－7に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が</p>	<p>II－1－5 監督部局間の連携</p> <p>(1) 金融庁と財務局における連携</p> <p>金融庁と財務局との間では、金融商品取引業者等を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を通じたモニタリングの実効性の強化を図る必要がある。そのため、II－1－7に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換、事例の集積を通じて得られたノウハウの共有を</p>

現行	改正後
<p>監督する金融商品取引業者等について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。</p>	<p>行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する金融商品取引業者等について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。</p>
<p>III－2－4 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>(1) 顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項</p> <p>① 経営陣は、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、<u>適切性を確保するための組織体制の確立</u>（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p>② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。<u>特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</u></p>	<p>III－2－4 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>(1) 顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項</p> <p>① 経営陣は、<u>顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべき</u>という原則（以下「Need to Know 原則」という。）を踏まえ、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、<u>業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立</u>（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定、<u>金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携等</u>、内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p>② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。<u>当該取扱基準は、顧客等に関する情報に関し、金融商品取引業者の社内若しくは社外、又は社内の同一の部門内若しくは異なる部門間、いずれの共有についても、Need to Know 原則を踏まえたものとなっているか。</u>また、<u>当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行わ</u></p>

現行	改正後
<p>③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客等への説明、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</p> <p>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。</p>	<p>れるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（<u>アクセス権限を有する者の範囲が Need to Know 原則を逸脱したものとなること</u>やアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、<u>顧客等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</u></p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客等への説明、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</p> <p>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。</p> <p><u>顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要</u></p>

現行	改正後
<p>⑥ 独立した内部監査部門等において、定期的又は隨時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。</p> <p>また、顧客等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項 (新設)</p>	<p>な事業については、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。</p> <p>⑥ 独立した内部監査部門等において、定期的又は隨時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。<u>当該業務が金融グループ全体で統一的に行われている場合、グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）の内部監査部門等との連携が図られているか。</u></p> <p>また、顧客等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項</p> <p>① プライベート部門（営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）とパブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）との間に、チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。）を設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。例外的にウォールクロス（チャイニーズウォールを跨いだ情報共有をいう。以下同</p>

現行	改正後
<p>① 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</p> <p>② 役職員によるインサイダー等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>③ 法人関係情報を入手し得る立場にある、金融商品取引業者</p>	<p>じ。)を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定めているか。</p> <p>また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。</p> <p>(注)「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポートラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる。</p> <p>② 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、<u>当該社内規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>③ 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>④ 法人関係情報を入手し得る立場にある、金融商品取引業者</p>

現行	改正後
<p>の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。</p> <p>⑤ <u>金融商品取引業者が海外営業拠点を有している場合や国際的に活動する金融グループに属している場合、法人関係情報の管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢が確立されているか。</u></p>
<p>IV－1－3 利益相反管理体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備</p> <p>① あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化しているか。</p>	<p>IV－1－3 利益相反管理体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備</p> <p>① あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化<u>(注)</u>しているか。</p> <p><u>(注) 2022年に、証券会社等とその親子法人等との間で、上場企業等からのオプトアウトが行われるまではその同意なく当該上場企業等に係る非公開情報の共有を可能とするなどの規制緩和(IV－3－1－4 (2) 参照)が行われたことにより、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等(「親子金融機関等」という。以下(2)(注)において同じ。)においては、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理を適切かつ厳格に行う必要がある。こうした点</u></p>

現行	改正後
	<p>を踏まえ、「利益相反のおそれのある取引」の具体的な例を挙げると、以下のような取引が考えられる。但し、以下はあくまでも例示に過ぎず、証券会社等のビジネスモデルの実態や、証券会社等が属する金融グループ内の他の金融機関の業態等に応じて適切に特定されるべきことに留意するものとする。</p> <p>(参考)「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次報告—コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて—」(2021年6月18日)</p> <p>〔M&A 関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券会社等がM & Aにおいて買手候補に対してアドバイザリー業務を行いつつ、自己又はその親子金融機関等が競合する別の買手候補に対して融資を行い、又は売手側（対象会社およびその親会社・スポンサーを含む。以下同じ。）に対して既に融資残高がある場合。 ・証券会社等がM & Aにおいて売手側に対してアドバイザリー業務を行いつつ、単独又は複数の買手候補に対して自己又はその親子金融機関等が融資を行う場合。 ・M & Aにおいて買手候補及び売手側の双方に対して証券会社等又はその親子金融機関等がアドバイザリー業務を行う場合。 <p>〔引受関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業会社が有価証券（普通社債、劣後債、新株予約権、新株予約権付社債を含む。）の発行により資本市場での資金調

現行	改正後
<p>②～③ (略)</p> <p>(3) 利益相反管理の方法</p> <p>① <u>特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ、例えば以下のような点に留意しつつ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。</u></p> <p>イ. 部門の分離による管理を行う場合には、当該部門間で<u>厳格な情報遮断措置</u>（システム上のアクセス制限や物理上の遮</p>	<p><u>達を行う際、証券会社等がその主幹事を務めつつ、自己又はその親子金融機関等が当該事業会社に対して融資を行っている場合。</u></p> <p><u>・証券会社等又はその親子金融機関等が引受けや顧客の有価証券発行に関する助言等を行いながら、証券会社等又はその親子金融機関等が他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合。</u></p> <p><u>[その他]</u></p> <p><u>・証券会社等又はその親子金融機関等が発行又は組成する有価証券を、当該証券会社等が顧客に推奨・販売する場合。</u></p> <p><u>・証券会社等又はその親子金融機関等が顧客に対して資本市場での資金調達に係る引受けや助言等、M&Aに係るアドバイザリー業務の提供、又は融資を行いながら、当該証券会社等が当該顧客に関するリサーチレポートを他の顧客に対して提供する場合。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) 利益相反管理の方法</p> <p>① <u>利益相反のおそれのある取引については、当該取引の遂行前に適切に特定することができる態勢となっているか。また、当該取引の特性に応じ、例えば以下のような点に留意しつつ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせができる態勢となっているか。</u></p> <p>イ. 部門の分離による管理を行う場合には、当該部門間で<u>チャイニーズウォール</u>（Ⅲ－2－4（3）①参照）が構築さ</p>

現行	改正後
<p><u>断措置) が講じられているか。</u></p> <p>口. ~ニ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 人的構成及び業務運営体制</p> <p>① 証券会社等及びその子金融機関等の<u>役員</u>は、利益相反管理の重要性を認識し、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制となっているか。</p> <p>④ 利益相反管理統括者等は、利益相反管理方針に沿って、利益</p>	<p>れているか。</p> <p>口. ~ニ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。<u>また、利益相反のおそれのある取引の特定並びに利益相反管理の方法の選択及び実施が適切に行われていることについて、事後的な検証が可能になるよう、適切に記録を作成・保存しているか。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 人的構成及び業務運営体制</p> <p>① 証券会社等及びその子金融機関等の<u>経営陣</u>は、利益相反管理の重要性を認識し、<u>金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）とも連携する等して、</u>その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。<u>また、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、適切な利益相反管理の方法の選択といった対応方法の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>利益相反管理に携わる部署（以下「利益相反管理部署」という。）に利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制となっているか。</u></p> <p>④ <u>利益相反管理統括者並びに利益相反管理部署及びその職員</u></p>

現行	改正後
<p>相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。</p> <p>⑤ 利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分な牽制を働かせているか。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(以下「利益相反管理統括者等」という。)</u>は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。</p> <p>⑤ 利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分な牽制を働かせているか。<u>営業部門が利益相反管理業務に関与する場合であっても、利益相反のおそれのある取引への該当性の判断や利益相反管理の方法の決定にあたって利益相反管理統括者等が主体的に意思決定を行うことができる体制となっているか。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>独立した内部監査部門等において、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。</u><u>金融グループ全体で統一的な利益相反管理が行われている場合、グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）の内部監査部門等との連携が図られているか。</u></p> <p>⑧ <u>証券会社等が海外営業拠点を有している場合や国際的に活動する金融グループに属している場合、利益相反管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準で、利益相反のおそれのある取引の特定や適切な管理を行う態勢が確立されているか。</u></p>

現行	改正後
<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p>(1) 法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供</p> <p>証券会社等は、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、法人顧客に対してオプトアウト（あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に親子法人等への非公開情報の提供の停止を求める）の機会を提供することにより、その親子法人等との間で、当該法人顧客に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 証券会社等において、オプトアウトの機会を提供せず、オプトイント（非公開情報を共有されることについて書面により積極的に同意すること）をいう。以下同じ。した場合にのみ親子法人等との間でその非公開情報の授受を行う取扱いとする法人顧客がある場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか（又は提供しないのか）の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか。</p> <p>（新設）</p>	<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p>(1) 法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供</p> <p>証券会社等は、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、法人顧客に対してオプトアウト（共有を望まない場合に親子法人等への非公開情報の提供の停止を求める）の機会を提供することにより、当該法人顧客がオプトアウトするまでは、その親子法人等との間で、当該法人顧客に係る非公開情報の授受を行うことにつき、当該法人顧客の同意があるものとみなすこととされている。法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 証券会社等において、オプトアウトの機会を提供せず、オプトイント（非公開情報を共有されることについて積極的に同意すること）をいう。以下同じ。した場合にのみ親子法人等との間でその非公開情報の授受を行う取扱いとする法人顧客がある場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか（又は提供しないのか）の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか。</p> <p>⑥ オプトアウトする場合に取るべき手続きは、書面での通知のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェ</p>

現行	改正後
(新設)	<p><u>ブサイト上のフォームへの入力など、法人顧客の利便性を考慮したものとなっているか。</u></p> <p><u>(7) 法人顧客からオプトアウトがあった場合には、可能な限り速やかに、かつ適切に対応できる体制が整備されているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(2) 上場企業等に対するオプトアウトの機会等の周知</u></p> <p><u>証券会社等は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に基づき、上場企業等（注）が、そのオプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨を容易に知り得る状態に置かれているときは、当該上場企業等の同意を要せず、当該上場企業等がオプトアウトするまでは、その親子法人等との間で、当該上場企業等に係る非公開情報の授受を行うことが認められているところ、こうした対応の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。</u></p> <p><u>(注) 上場企業等とは、金商業等府令第 123 条第 1 項第 18 号ト</u></p> <p><u>(1)～(4)までのいずれかに該当する者をいう。なお、上場企業等のうち同(2)の上場しようとする株式会社に該当するかどうかは必ずしも公表されている情報のみでは判断できないため、上場しようとする株式会社に係る非公開情報の授受を行うにあたっては、その該当性について適切な確認（過去に該当していたものが引き続き該当しているか否かの確認を含む。）を要することに留意するとともに、これ以外の上場企業等も含め、その該当性に変更があったことを認知した場合は可能な限り速やかに、かつ適切に対応するものとする。</u></p> <p><u>① 証券会社等は、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う</u></p>

現行	改正後
	<p><u>非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的、オプトアウトする場合に必要な手続き及び連絡先、並びに親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を上場企業等が容易に知り得る状態に置いているか。なお、上場企業等が容易に知り得る状態とは、上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態をいい、例えば、上記の各事項について店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載を行っている場合等がこれに該当すると考えられる。</u></p> <p><u>② オプトアウトする場合に取るべき手続きが上場企業等にとって容易に理解可能な内容となっているか。</u></p> <p><u>③ 上場企業等が、そのオプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれてから、親子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保しているか。</u></p> <p><u>④ ①の各事項に変更があった場合は、その都度店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載の内容を最新の情報に更新しているか。</u></p> <p><u>⑤ オプトアウトする場合に取るべき手続きは、書面での通知</u></p>

現行	改正後
(新設)	<p>のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、上場企業等の利便性を考慮したものとなっているか。また、上場企業等の頂点に位置する会社が当該グループに属する企業全体を代表してオプトアウトすることを求めた場合、一括してオプトアウトに係る手続きを行うといった各上場企業等の意向や負担への配慮の観点から適切な対応を講じているか。</p> <p>⑥ 上場企業等からオプトアウトがあった場合には、可能な限り速やか、かつ適切に対応できる体制が整備されているか。</p> <p>(3) オプトイン（非公開情報の共有の同意）の取得</p> <p>証券会社等は、金商業等府令第153条第1項第7号イに基づき、オプトインを取得することにより、その親子法人等との間で、当該オプトインをした発行者等に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。当該オプトインの取得方法の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。なお、IV-3-1-4（親子法人等との非公開情報の授受）(1)又は(2)においてオプトアウトを行った発行者等につき、改めて証券会社等がその親子法人等との間で当該発行者等に係る非公開情報の授受を行うためオプトインを取得する場合についても、同様とする。</p> <p>① オプトイン又は当該オプトインの取下げの方法としては、書面の送付のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、当該発行者等の利便性を考慮したものとなっているか。</p>

現行	改正後
<p>(2) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項</p> <p>証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、Ⅲ－2－4のほか、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員について、以下の措置が講じられているか。</p> <p>イ. <u>当該職員が、当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと。</u></p> <p>ロ. <u>当該役職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、当該非共有情報を用いて勧誘等を行わないこと。</u></p>	<p>② オプトインの取下げがあった場合には、可能な限り速やかに、かつ適切に対応できる体制が整備されているか。</p> <p>(4) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項</p> <p>証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、Ⅲ－2－4のほか、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員が、いずれか一の法人等においてアクセスできる非共有情報（当該法人等以外の法人等が同様の情報を有していないものに限る。）を利用して、当該法人等以外の法人等の役職員として顧客に対する勧誘等を行わないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>なお、証券会社等とその親子法人等の兼職者が、いずれかの兼職先の法人等が有する非共有情報（他の兼職先が同様の情報を有していないものに限る。）を当該他の兼職先における業務に関して顧客や役職員等（当該兼職者と同様に兼職を行っている者を除く。）に伝えるといった行為は、これら法人間における非共有情報の授受に該当する。加えて、Need to Know原則（Ⅲ－2－4（1）①参照）を踏まえ、そもそも兼職者による業務遂行上の必要性のない情報へのアクセスや兼職者間での当該情報の利用が行われないことを確保する</p>

現行	改正後
<p>⑦ 非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない各部門との間の人事異動等に際し、非公開情報が漏えいしないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられているか。また、例えば、証券会社等において非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とその親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門との間の人事異動等に際しても、同様の措置が講じられているか。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に関する留意事項 証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部の管理及び運営に関する業務（以下（3）において「内部管理業務等」という。）を行う部門（以下（3）において「内部管理部門等」という。）から非公開情報が漏えいしな</p>	<p><u>ための態勢が整備されているかという点にも留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、兼職者が新たに非公開情報を取得した場合、当該兼職者のいずれの兼職先の法人等において取得した非公開情報として取り扱うか、取得に至った経緯や顧客の認識を踏まえ、適切に判定するものとする。</u></p> <p><u>さらに、こうした手続きについて、兼職者への研修の実施等により、周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>⑦ 非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない各部門との間で非公開情報が漏えいしないような措置が講じられているか。また、例えば、証券会社等において非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とその親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とも、同様の措置が講じられているか。さらに、非公開情報の漏えいや非公開情報を利用した不正行為が疑われる事象について、適切な検証を実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(5) 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に関する留意事項 証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部の管理及び運営に関する業務（以下（5）において「内部管理業務等」という。）を行う部門（以下（5）において「内部管理部門等」という。）から非公開情報が漏えいしな</p>

現行	改正後
<p>い措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第153条第1項第7号ト又はリに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受（内部の管理及び運営に関する業務については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。また、子法人等の経営管理に関する業務については、当該証券会社等の子法人等からの受領又は親法人等への提供に限る。）を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 内部管理部門等において、非公開情報が漏えいしないよう、例えば以下のような措置が的確に講じられているか。</p> <p>イ. 内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。</p>	<p>い措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第153条第1項第7号ト又はリに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受（内部の管理及び運営に関する業務については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。また、子法人等の経営管理に関する業務については、当該証券会社等の子法人等からの受領又は親法人等への提供に限る。）を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 内部管理部門等において、非公開情報が漏えいしないよう、例えば以下のような措置が的確に講じられているか。</p> <p>イ. 内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと <u>（注）</u></p> <p><u>（注）</u> もっとも、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守管理に関する業務は、「法令遵守管理に関する業務」（金商業等府令第153条第3項第1号等）に当たるところ、営業部門において当該業務を担当する者が配置されている場合、当該業務のため非公開情報を取り扱う限りにおいて、当該担当者も内部管理部門等に該当するものとし、かかる内部管理部門等と営業部門の職員の兼務まで禁じるものではない。</p> <p>ただし、当該担当者が当該業務以外の業務のためには本</p>

現行	改正後
<p>口. ~ハ. (略)</p> <p>④~⑤ (略)</p> <p><u>(4) 兼職による優越的地位の濫用防止</u></p> <p>証券会社等の営業部門の職員が、親銀行等又は子銀行等（以下（4）において「親子銀行等」という。）の営業部門の職員との間で兼職し、非公開情報の授受を行う場合については、金商業等府令第153条第1項第10号において親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為が禁止されていることも踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。</p>	<p>来アクセスできなかった非公開情報を内部管理部門等以外の他の役職員（例えば営業部門の現場担当者）に漏えいしたり、当該非公開情報を当該業務以外の目的（例えば営業目的）で利用したりしないことを確保するための措置（IV-3-1-4（4）⑥⑦参照）が講じられている必要があることに留意する。</p> <p>口. ~ハ. (略)</p> <p>④~⑤ (略)</p> <p><u>(6) 優越的地位の濫用防止</u></p> <p>証券会社等が、親銀行等又は子銀行等（以下「親子銀行等」という。）を有する場合、金商業等府令第153条第1項第10号において親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為が禁止されていることに加えて、2022年に証券会社等とその親子法人等との間で、上場企業等からのオプトアウトが行われるまではその同意なく当該上場企業等に係る非公開情報の共有を可能とするなどの規制緩和（IV-3-1-4（2）参照）が行われたことにより、証券会社等が親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為（注）を防止するための措置を適切かつ厳格に講じる必要があることも踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p><u>（注）「親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為」としては、例えば、以下のような取引が考えられるが、これに限られるものではなく、証券会社等のビジネスモデルの実態や、証券会社等が属する金融グループ内の他の金</u></p>

現行	改正後
	<p><u>融機関の業態等に応じて異なり得ることに留意するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・有価証券の引受等の金融取引において、自社を利用し又は自社のシェアを増加させなければ、今後の親子銀行等による融資取引に影響がある旨に言及するなど、口頭・書面等あるいは明示・黙示を問わず、役職員が顧客に対して不利益な取扱いの可能性を示唆して自社との取引を要請する場合。</u>
<p>(新設)</p> <p>① <u>親子銀行等との兼職者が、顧客に対して、金融商品取引行為を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の締結に応じない場合には、融資等にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に係る不利な取り扱いをする旨を示唆し、当該金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。</u></p> <p>② <u>顧客が競争者（他の金融商品取引業者等）との間で金融商</u></p>	<p>① <u>経営陣が親子銀行等の優越的地位の不当利用防止の重要性を認識し、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携等により、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、優越的地位の不当な利用が疑われる事案のうち、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、経営陣に適時適切に報告がなされる態勢となっており、優越的地位の濫用の防止態勢の構築については、経営陣が適切に関与しているか。</u></p> <p>② <u>証券会社等の営業部門の役職員は顧客に対し、金融商品取引行為を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の締結に応じない場合には、融資等にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に係る不利な取り扱いをする旨を示唆し、当該金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。</u></p> <p>③ <u>顧客が競争者（他の金融商品取引業者等）との間で金融商</u></p>

現行	改正後
<p>品取引契約を締結する場合には、<u>兼職する親子銀行等固有の業務にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に関し不利な取り扱いをする旨</u>を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。</p> <p>(新設)</p> <p>③ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置<u>が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢</u>が整備されているか。</p>	<p>品取引契約を締結する場合には、親子銀行等固有の業務にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に関し不利な取り扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。</p> <p>④ 役職員の業績評価等について、優越的地位を不当に利用する行為を誘発するインセンティブを与えるようなものになっていないか。また、親子銀行等において同じ顧客に対して証券会社等が金融商品取引契約を締結することを前提とななければ成り立たないような金利での貸出等が横行するなど、親子銀行等の業務における採算管理が著しく合理性を欠くといった、優越的な地位の不当な利用を誘発しやすい収益上の構造がないか。</p> <p>⑤ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置<u>を適切に講じるための内部管理態勢が整備されているか</u>。 また、当該内部管理態勢の整備にあたっては、証券会社等や金融グループ内の他の金融機関の業務内容や顧客との取引実態に応じて、取引先及び取引形態ごとに優越的な地位の不当な利用が行われるリスクを評価し、当該リスクに応じ、例えば以下のようないかの防止措置を講じているか。 ・顧客に対して、自社との取引に応じなくとも、今後の親子銀行等との取引に影響を与えるものではない旨を明確に説明する措置。</p>

現行	改正後
<p>④ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するため、銀行業務に関する知識及び実務経験を有するものにより、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。</p> <p>⑤ 優越的地位を不当に利用する行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>・親子銀行等の優越的地位の不当利用に関する事後的な検証が可能となるよう、顧客との応接録を適切に作成・保存する措置。</p> <p>⑥ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するため、銀行業務に関する知識及び実務経験を有するものにより、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。</p> <p>⑦ 優越的地位を不当に利用する行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。</p> <p>⑧ <u>優越的地位の不当利用の防止について、上記⑤の部署又は担当者が営業部門から独立するなど、十分に牽制機能が発揮されるような体制が整備されているか。また、当該部署は、案件の重要性に応じて、上記⑤の防止措置の実効性が確保されているかの検証といった点について、適切な関与・管理をしているか。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑨ <u>上記の各留意点について、内部監査部門の体制は十分か。また、グループ間の監査が連携されているなど、グループベースでの一体的な管理がなされているか。</u></p>
<p><u>(5) 金商業等府令第32条の解釈について</u></p> <p>① 金商業等府令第32条第1号に規定する「金融商品取引業等、金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務の遂行のための業務」とは、金融商品取引業等、金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に関して経営管理上の判断等を伴うことのない次に掲げる業務を行うことをいう。</p>	<p><u>(7) 金商業等府令第32条の解釈について</u></p> <p>① 金商業等府令第32条第1号に規定する「金融商品取引業等、金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務の遂行のための業務」とは、金融商品取引業等、金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に関して経営管理上の判断等を伴うことのない<u>業務をいい</u>、例えば次に掲げる業務がこれに該当する。</p>

現行	改正後
<p>イ. ～レ. (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(6) <u>監督手法・対応</u></p> <p>証券会社等と親子法人等との間の非公開情報の授受に関して、日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反等が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p>	<p>イ. ～レ. (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(8) <u>監督手法・対応</u></p> <p>証券会社等と親子法人等との間の非公開情報の授受や証券会社等による親子銀行等の取引上の優越的地位の不当利用について、日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反等が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、証券会社等による親子銀行等の取引上の優越的地位の不当利用については、優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に寄せられた情報、親子銀行等の監督部局が行った融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施することとする。また、親子銀行等においても銀行法施行規則第14条の11の3第3号に基づき、親子銀行等の銀行としての取引上の優越的地位を濫用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為が禁止されており、これは金商業等府令第153条第1項第10号</p>

現行	改正後
<p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）③及び⑤、III-2-8（3）並びにIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、<u>IV-3-1-4（4）</u>及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-2-3（4）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）、（2）及び（4）、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、IV-3-3-4（1）及び（2）並びにIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、IV-3-5（IV-3-5-4を除く。）、IV-3-6、V-2-4（V-2-4-4を除く。）、V-2-5、VI-2（VI-2-2-1（1）⑦から⑨まで及びVI-2-2-5（2）（3）を除く。）及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p>	<p>と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、親子銀行等の監督部局及び証券取引等監視委員会と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、検査・監督の目線や着眼点、手法について、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。</p>